

学校法人修道学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人修道学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号に置く。

第2章 目的、設置する学校及び収益事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校を設置し、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 広島修道大学 大学院 商学研究科 経済科学研究科 人文科学研究科 法学研究科
商学部 商学科 経営学科
経済科学部 現代経済学科 経済情報学科
人文学部 人間関係学科 社会学科 教育学科 英語英文学科
法学部 法律学科
人間環境学部 人間環境学科
健康科学部 心理学科 健康栄養学科
国際コミュニティ学部 国際政治学科 地域行政学科

(2) 修道高等学校 全日制課程 普通科

(3) 広島修道大学ひろしま協創高等学校 全日制課程 普通科

(4) 修道中学校

(5) 広島修道大学ひろしま協創中学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、収益事業として不動産賃貸業を行う。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 31人

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1名を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。専

務理事の職を解任するときも、同様とする。

- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 広島修道大学長、修道高等学校長、広島修道大学ひろしま協創高等学校長、修道中学校長及び広島修道大学ひろしま協創中学校長。ただし修道高等学校長は修道中学校長を、広島修道大学ひろしま協創高等学校長は広島修道大学ひろしま協創中学校長を兼務する。
- (2) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者17人
- (3) 学識経験者で、前2号に規定する理事総数の過半数をもって選任された者11人

- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長、校長又は評議員を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。

(監事の候補者の制限)

第9条 前条の監事の候補者は、この法人の理事、評議員、設置する学校の学長、校長、教員その他の職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者でなければならない。

(役員の任期)

第10条 役員(第7条第1項第1号に規定する理事を除く。以下同じ。)の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長又は専務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員 of 補充)

第11条 理事又は監事のうち、第6条第1項に定める定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員 of 解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
(役員報酬等)

第12条の2 役員に対して、別に定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事の職務)

第14条 専務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長及び専務理事以外の理事は、この法人の行う業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第16条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が理事長の職務を代理し又はその職務を行う。

2 理事長、専務理事共に事故あるとき又は理事長、専務理事共に欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に、理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

5 理事会に議長を置き、理事長をもってこれにあてる。

6 理事長は、理事総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

7 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

8 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

9 前条第2項及び第7項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第13項による除斥のため過半数に達しないときは、このかぎりではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の規定がある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第18条の2 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については適用しない。

3 第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員为学校法人に対する損害賠償責任)

第18条の3 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(賠償責任の一部免除)

第18条の4 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。

2 前項において、理事の責任の免除にかかわる場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の議決をした場合、理事長は、評議員に対して、次の各号に掲げる事項を開示し、賠償責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を通知しなければならない。ただし、当該期間は1ヵ月を下ることはできない。

- (1) 賠償責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 第1項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 賠償責任を免除すべき理由及び免除額

4 総評議員（前項の賠償責任を負う理事であるものを除く。）の10分の1以上の評議員が、前項の期間内に前項の異議を述べたときは、第1項の免除をすることはできない。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第18条の5 前条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害に関して、この法人に対し賠償する責任については、適用しない。

(議事録)

第18条の6 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから議長が指名した理事3人以上及び出席した監事が

署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常務理事会)

第19条の2 この法人の基本的な運営方針、事業計画その他重要事項を審議し、又はあらかじめ理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に、常務理事会を置く。

- 2 前項の常務理事会に関する事項は、別に定める。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置き、63人の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 4 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。
- 5 議長の任期は、評議員の任期による。
- 6 理事長は、評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条の2 第18条の6第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから議長が指名した評議員3人以上及び出席した監

事が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(議決事項)

第21条 評議員会において、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (8) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残存財産の帰属者の選定

(諮問事項)

第22条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (2) 寄付金品の募集に関する事項
- (3) 剰余金の処分に関する事項
- (4) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (5) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第22条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員のうちから互選によって定められた者21人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから互選によって定められた者17人
- (3) 学識経験者で第1号及び第2号に規定する評議員総数の過半数をもって選任された者11人
- (4) この法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから互選によって定められた者14人

2 前項第1号及び第4号に規定する評議員は、この法人の教職員、父母又は保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の補充)

第25条 評議員のうち、第20条第1項に定める定数の10分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載する財産
- (2) 授業料、入学金及び試験料
- (3) 資産から生じる果実
- (4) その他の収入

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従い、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部にかぎり処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、又は確実な銀行等金融機関に定期預金とするか、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上で理事会において定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条の2 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとする

きは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

2 借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第37条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第6章 解散

（解散）

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認定を、それぞれ受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、

解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第7章 合併

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、学校法人修道学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行にかかわる細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

1 削除

2 この寄附行為は、1958（昭和33）年6月1日より適用する。ただし、第14条は、次の改選期より適用する。

附 則

1 この寄附行為の改正は、1960（昭和35）年4月1日から施行する。

2 修道短期大学は、第4条の規定にかかわらず、1961（昭和36）年3月31日まで存続する。

3 現任評議員は、第17条の規定にかかわらず、残存期間中は、なおその職務を行う。

附 則

この寄附行為の改正は、1960（昭和35）年8月25日より施行する。

附 則（1966（昭和41）年7月11日）

この寄附行為改正のとき現任の理事の任期は、第13条の規定により、選任された日から満3年とする。但し、補欠又は補充の理事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

この寄附行為改定のとき現任の評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、選任された日から満4年とする。但し、補欠又は補充の評議員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

附 則（1969（昭和44）年6月23日）

この寄附行為の改正は、次の改選期から適用する。

附 則（1971（昭和46）年3月31日）

この寄附行為の改正は、1971（昭和46）年4月1日から施行する。

附 則（1971（昭和46）年8月5日）

この寄附行為の改正は、1971（昭和46）年8月5日から施行する。

附 則（1973（昭和48）年1月27日）

この寄附行為の改正は、1973（昭和48）年4月1日から施行する。

附 則（1974（昭和49）年7月18日）

この寄附行為の改正は、1974（昭和49）年7月18日から施行する。

附 則（1976（昭和51）年1月10日）

この寄附行為の改正は、1976（昭和51）年1月10日から施行する。

附 則（1978（昭和53）年3月24日）

この寄附行為の改正は、1978（昭和53）年3月24日から施行する。

附 則（1981（昭和56）年3月26日）

この寄附行為の改正は、1981（昭和56）年3月26日から施行する。

附 則（1988（昭和63）年4月15日）

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1988（昭和63）年4月15日）から改正施行する。

2 この寄附行為の改正施行に伴い、新たに理事又は評議員となった者の任期は、第13条第1項又は第18条第1項の規定にかかわらず、現任の理事又は評議員の残存期間とする。

附 則（1989（平成元）年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1989（平成元）年12月22日）から改正施行する。

附 則（1996（平成8）年12月19日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1996（平成8）年12月19日）から施行する。

附 則（1997（平成9）年2月18日）

（施行期日）

平成9年2月18日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

（広島修道大学商学部商業学科の存続に関する経過措置）

広島修道大学商学部商業学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず1997（平成9）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1998（平成10）年3月9日）

この寄附行為の改正は、1998（平成10）年3月9日から施行する。

附 則（2000（平成12）年12月21日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（2000（平成12）年12月21日）から施行する。

附 則（2001（平成13）年12月20日）

この寄附行為の第4条第1号、第5条第1項第1号、第9条第1項第2号、第11条第3号、第14条第1項、第17条第1項第1号、第28条第2項、第4項、第30条第2項及び第31条第2項は、文部科学大臣の認可の日（2001（平成13）年12月20日）から施行する。

但し、第5条第1項第1号、第9条第1項第2号、第14条第1項及び第17条第1項第1号は、2002（平成14）年5月の任期満了に伴う改選期から適用する。

附 則（2003（平成15）年11月27日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2003（平成15）年11月27日）から施行する。

附 則（2004（平成16）年5月24日）

この寄附行為の改正は、2004（平成16）年5月24日から施行する。

附 則（2005（平成17）年1月28日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2005（平成17）年1月28日）から施行する。

附 則

2005（平成17）年2月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

（広島修道大学商学部国際商学科の存続に関する経過措置）

広島修道大学商学部国際商学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず2007（平成19）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 学校法人鈴峯学園との合併等に伴い、2015（平成27）年1月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2 鈴峯女子短期大学言語文化情報学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、2014（平成26）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為の改正は、2016（平成28）年3月28日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2016（平成28）年10月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2017（平成29）年3月27日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（2017（平成29）年11月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

2018（平成30）年12月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2019（令和元）年10月29日）から施行する。

附 則

2020（令和2）年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2023（令和5）年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、2024（令和6）年4月1日から施行する。